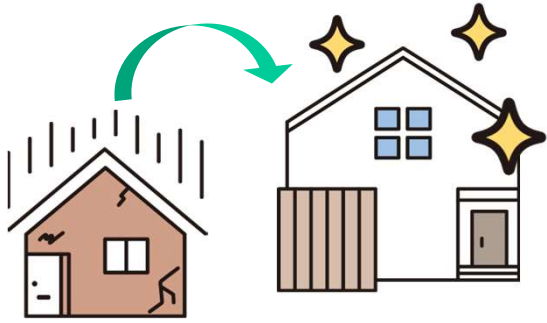


リフォームで 空き家を利活用しませんか？



補助額は最大70万円！

補助対象経費に1/2 を乗じた額以内で、上限50万円

※子育て世帯及び若年世帯の方や、居住誘導区域内の場合には、**最大20万円の上乗せがあります**

※補助対象経費の合計が100万円を超える事業であること

※家財整理等のみの場合は上限20万円

目的	管理不全空家の発生を未然に防止するための、空き家（※）の利活用及び流通の促進 ※大牟田市内の戸建て住宅で、1年以上の居住等の使用がないもの
受付期間	令和8年6月1日より、予算が終了するまで ※予算が終了次第、申請書の受付けも終了となります
対象者	空き家の所有者等。ただし、売買・賃貸が目的の場合は事業完了の実績報告までに、次のいずれかが必要。 <ul style="list-style-type: none"> ・ 宅地建物取引業者と当該空き家に関する媒介契約の締結 ・ 当該空き家の売買契約及び賃貸借契約の締結 ・ 住みよかネット（注1）への登録 <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; width: fit-content;"> 補助対象外 </div> <ul style="list-style-type: none"> ・ 大牟田市の市税を滞納している場合 ・ 暴力団員または暴力団もしくは暴力団員と密接な関係を有する場合 ・ 補助対象となる空き家の除却に関わる助成金交付を受ける予定がある場合
対象経費	<p>一. 空き家のリフォーム（過度に華美なものを除く）</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 台所、浴室、便所または洗面所などの改修工事費 ② 間取りの変更や床材や壁紙の張り替えなどの内装工事費 ③ 断熱・遮熱改修などの省エネルギー改修工事費 ④ 外壁や屋根等の外装改修工事費 <p>二. 空き家の家財道具（注2）の整理等</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 家財道具の分別及び敷地内の移動に係る代行事業者への委託料 ② 空き家の家屋内の清掃に係る代行事業者への委託料 <p>※消費税及び地方消費税相当額は対象となりません ※併用住宅については、居住の用に供する部分のリフォーム及び家財整理等に限りま</p>

注1: 大牟田市居住支援協議会が運営する住宅確保要配慮者（低所得者、高齢者、障がい者、

子育て世帯など、住宅を確保することが難しい人）向けの空き家情報登録サイト

注2: 家具や衣類など空き家内の住宅部分に残された残置物



問合せ先

大牟田市役所
建築住宅課 空家対策担当

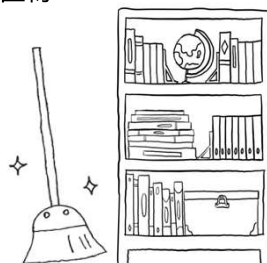
TEL : 0944-41-2787

FAX : 0944-41-2795

●裏面の“事業のながれ”もご参照ください。

●事業の詳細は、大牟田市の公式ホームページでもご確認いただけます。

「大牟田 リフォーム」でご検索ください。



■大牟田市空き家活用リフォーム等支援事業のながれ
 (相談 → 補助申請 → リフォーム等 → 補助金受領まで)

